

久留米市中央学校給食センター（仮称）  
整備事業

入札説明書

平成 20 年 7 月 7 日

久 留 米 市

— 目 次 —

<b>第 1 入札説明書の定義</b> .....	<b>1</b>
<b>第 2 事業概要</b> .....	<b>2</b>
1 事業名称 .....	2
2 事業の目的.....	2
3 事業の概要.....	3
1) 施設整備業務.....	3
2) 開業準備業務.....	3
3) 維持管理業務.....	4
4) 運営業務.....	4
4 事業方式 .....	5
5 事業期間 .....	5
6 選定事業者の収入.....	5
7 本事業の実施スケジュール .....	5
8 事業に必要と想定される根拠法令等.....	6
1) 関連法令等 .....	6
2) 要綱・基準等.....	6
<b>第 3 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>8</b>
1 事業者の募集及び選定の方法 .....	8
2 選定の手順及びスケジュール .....	8
3 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	8
1) 応募者の構成等 .....	8
2) 構成員の参加資格要件 .....	9
3) 構成員の制限.....	10
4 入札手続等.....	11
1) 入札説明書等に関する事項.....	11
2) 第一次審査（入札参加資格の確認） .....	13
3) 応募者との対面方式での質疑応答の実施.....	15
4) 第二回現地見学会に関する事項.....	15
5) 荒木学校給食共同調理場の見学会.....	16
6) 第二次審査（入札方法等） .....	16
7) 開札 .....	20
5 落札者の決定方法等 .....	20
1) 選定委員会 .....	20
2) ヒアリングの実施 .....	21
3) 落札者の決定及び公表 .....	21
6 契約に関する基本的な考え方 .....	21

1) 基本協定の締結 .....	21
2) SPC の設立 .....	21
3) 事業契約の締結 .....	22
<b>第 4 立地並びに規模及び配置に関する事項 .....</b>	<b>23</b>
1 本施設の立地条件 .....	23
2 土地の取得に関する事項 .....	23
<b>第 5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項...</b>	<b>24</b>
<b>第 6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 .....</b>	<b>25</b>
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	25
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	25
3 その他の支援に関する事項 .....	25
<b>第 7 その他事業の実施に関し必要な事項 .....</b>	<b>26</b>
1 議会の議決 .....	26
2 情報提供 .....	26
3 入札説明書等に関する問合せ先 .....	26

## 第1 入札説明書の定義

久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という）は、久留米市（以下「市」という。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として特定事業の選定を行った（平成 20 年 4 月 25 日）、久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）に対して平成 20 年 7 月 7 日付久留米市公告第 204 号により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）についての説明書である。

入札説明書に添付されている、本事業の要求水準書（以下「要求水準書」という。）、事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）、基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）、落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）及び様式集（以下「様式集」という。）は一体のものとする（以下「入札説明書等」という。）。

なお、入札説明書等、平成 20 年 7 月 1 日に公表した要求水準書（案）、事業契約書（案）に関する質問・意見に対する回答、平成 20 年 4 月 2 日に公表した実施方針（変更版）と平成 20 年 4 月 1 日に公表した実施方針に関する質問・意見に対する回答に相違がある場合は、上記の順に優先して適用するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、平成 20 年 4 月 1 日に公表した実施方針に関する質問・意見に対する回答、平成 20 年 4 月 2 日に公表した実施方針（変更版）、平成 20 年 7 月 1 日に公表した要求水準書（案）、事業契約書（案）に関する質問・意見に対する回答、入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

## 第2 事業概要

### 1 事業名称

久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業

### 2 事業の目的

学校給食は、学校教育の一環として実施されるものであり、児童生徒の心身の健全な発達とともに食生活の改善に寄与すること等を目的としている。

久留米市（以下「市」という。）では、現在、小学校 46 校、中学校 5 校及び養護学校 1 校に対し、合計約 21,700 食/日の給食を提供しているが、中学校では 17 校のうち 12 校で学校給食が実施されていない状況にある。

中学生については、心身の発育・発達が著しい時期であり、これまでも学校給食を通じた適切な栄養管理や望ましい食習慣の形成等が求められてきたが、今日、偏った栄養摂取、朝食欠食といった子どもの食生活の乱れが指摘されており、「学校における食育」の観点から全中学校における学校給食の必要性は高まっている。

このようなことから、市では、市議会からの提言を踏まえ、未実施の中学校給食について検討を行った結果、新たな学校給食センター（以下「本件施設」という。）を整備し、全中学校で給食を開始するという方針を決定した。

市は、本事業を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく PFI 事業として実施することにより、市の財政負担の軽減と公共サービスの質的向上を図りつつ、以下の実現を図るものとする。

#### ①衛生管理の徹底

安全な給食を提供するため、H A C C P (Hazard Analysis and Critical Control Point) の概念を採り入れ、「学校給食衛生管理の基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等に基づき衛生管理の徹底を図る。

#### ②望ましい食環境の整備

生徒の正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。

#### ③アレルギー対応食の提供

近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ生徒に対する給食（除去食を基本とする。）の提供にも対応しうる機能設備等を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。アレルギー対応食数は 100 食程度を想定している。

#### ④環境負荷の低減

クリーンエネルギーの利用等、省エネルギー設備の導入や生ごみの減量化・再資源化への対応など環境負荷の低減に取り組む。

⑤コスト縮減の追求

施設の建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るいわゆるライフサイクルでのコスト縮減を可能な限り追求する。

⑥食育の推進

全中学校での給食実施により、学校における食育を推進するとともに、本施設において、食育に関する情報発信や地場農産物の積極的な活用などに取り組む。

### 3 事業の概要

本事業は、久留米市中央学校給食センター（仮称）の建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、外構等を含むすべての施設（以下「本件施設」という。）及び配膳室（以下、本件施設と配膳室を総称又は個別に「本件各施設」という。）について整備し、本件施設の開業準備を行い、本件施設の維持管理・運営を実施するものである。

市は本事業への参加を希望する民間事業者の募集、評価及び選定を行う。選定された民間事業者は、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、以下の業務を実施する。具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

#### 1) 施設整備業務

本事業を実施する者として選定された者（以下「選定事業者」という。）は、次に掲げる設計、建設及び工事監理並びにこれらに付随する業務を行う。

- a. 事前調査業務
- b. 各種許可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む）
- c. 設計業務
- d. 建設業務
- e. 調理設備調達・搬入設置業務
- f. 配送車両調達業務
- g. 什器備品調達業務
- h. 食器・食缶等調達業務
- i. 外構整備・植栽整備業務
- j. 配膳室整備業務
- k. 工事監理業務
- l. 竣工検査及び引渡し業務

#### 2) 開業準備業務

選定事業者は、市の要求する維持管理・運営業務の内容に基づき、業務開始に当たって以下の準備業務を選定事業者の提案により行うこと。

- a. 設備等の試稼動
- b. 開業準備期間中の施設の維持管理
- c. 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- d. 従業員等の研修
- e. 調理リハーサル

- f. 配送リハーサル
- g. 給食提供訓練業務
- h. 試食会（保護者対象）の開催支援

### 3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる維持管理業務を行う。なお、配膳室の維持管理は市が直接行なうものとし、事業範囲外とする。

- a. 建築物保守管理業務（建築物の点検・保守、その他一切の修理・修繕業務を含む）
- b. 建築設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕業務を含む）
- c. 調理設備保守管理業務（設備の点検・保守、運転・監視、その他一切の修理・修繕及び更新業務を含む）
- d. 植栽・外構維持管理業務
- e. 清掃業務
- f. 警備業務
- g. 配送車両維持管理業務
- h. 配送車両更新業務
- i. 什器備品保守管理・更新業務
- j. 食器・食缶等保守管理・更新業務

事業期間中に発生する修繕業務は、すべて事業範囲に含むものとする。

市は、事業期間終了後、下記に示す大規模修繕を想定しているが、その時期、内容及び金額については、選定事業者は事業終了前に提案・助言を行うこと。

#### ※大規模修繕

建物：内外装の全面更新

電気：機器の全面的な更新

機械：機器の全面的な更新

調理設備：機器の全面的な更新

### 4) 運營業務

選定事業者は次に掲げる運營業務を行う。

- a. 検収補助業務
- b. 調理業務
- c. 給食運搬・回収業務（米飯・パンの残滓については、市が別途発注した業者による回収ではなく、選定事業者による回収とする。）
- d. 洗浄業務
- e. 残滓処理業務（米飯・パンの残滓についても残滓処理対象とする。）
- f. 衛生管理業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- a. 献立作成業務
- b. 食材調達・検収業務
- c. 広報業務（見学者対応を含む）
- d. 給食費の徴収管理業務
- e. 配膳等業務（配膳室から各クラスまで）
- f. 食数調整業務
- g. 米飯・パン、デザート類及び牛乳の調達・配送校への運搬業務（市が別途発注した業者が実施）
- h. 米飯・パン、デザート類及び牛乳の容器等回収業務（市が別途発注した業者が実施）

#### 4 事業方式

選定事業者が本件各施設を整備した後、市に所有権を移転し、事業期間中における本件施設の維持管理業務及び運營業務を実施するいわゆる BTO（Build Transfer and Operate）方式とする。

#### 5 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日までとする。

#### 6 選定事業者の収入

市は選定事業者から本件各施設の引き渡しを受けた後に、選定事業者に対し事業契約書（案）別紙 6 に示す費用を支払う。

また、事業契約書（案）別紙 10 に従いモニタリングを行い、事業契約書（案）別紙 11 に従いサービス対価の減額の手続きを行なう。

#### 7 本事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（案）は、次に示すとおりである。

事業内容	スケジュール
事業契約締結	平成 21 年 3 月
施設整備期間	事業契約締結の翌日～平成 22 年 6 月末
引渡し	平成 22 年 6 月末（配膳室については、6 月末を最終引渡しとし、6 月末以前の引渡しも可能とする。）
開業準備期間	平成 22 年 7 月 1 日～平成 22 年 8 月 31 日
維持管理期間	平成 22 年 9 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
運営期間	平成 22 年 9 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日



## 8 事業に必要と想定される根拠法令等

選定事業者は、本事業を実施するに際しては次に掲げる各種法令及び要綱・基準等を遵守すること。

### 1) 関連法令等

- a. 学校教育法
- b. 学校給食法
- c. 学校保健法
- d. 食品衛生法
- e. 健康増進法
- f. 建築基準法
- g. 都市計画法
- h. 消防法
- i. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- j. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- k. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- l. エネルギーの使用の合理化に関する法律
- m. 水道法
- n. 下水道法
- o. 騒音規制法
- p. 振動規制法
- q. 電波法
- r. 電気事業法
- s. 労働安全衛生法
- t. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
  
- u. 福岡県建築基準法施行条例
- v. 福岡県福祉のまちづくり条例
- w. 久留米市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例
- x. 久留米市建築基準法施行細則
- y. 久留米市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
- z. 久留米市下水道条例
- aa. 久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
  
- bb. その他の関連法規・条例

### 2) 要綱・基準等

- a. 学校給食衛生管理の基準（文部科学省）
- b. 学校給食実施基準（文部科学省）
- c. 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）

- d. 官庁施設の総合耐震計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- e. 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- f. 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- g. 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- h. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- i. 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- j. 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- k. 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- l. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- m. 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- n. 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- o. 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- p. 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- q. 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- r. 建築保全業務積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
  
- s. その他関連する要綱・基準等

### 第3 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定の方法

市は本事業への応募を希望する民間企業等を広く公募し、PFI 事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

事業者の選定にあたっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとし、その旨を市のホームページ等に掲載する。

#### 2 選定の手順及びスケジュール

本事業における事業者の募集・選定にあたってのスケジュール（予定）は、次に示すとおりである。

平成 20 年 7 月 7 日(月)	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
7 月 11 日(金)、12 日(土)	入札説明会及び第一回現地見学会の開催
7 月 18 日(金)	入札説明書等に関する質問の受付締切
8 月 1 日(金)	入札説明書等に関する質問・意見の回答公表
8 月 8 日(金)	入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請）
8 月 20 日(水)	第一次審査（資格審査）結果の通知
9 月中旬	応募者との対面方式での質疑応答
9 月下旬	第二回現地見学会の開催
9 月中旬～下旬	荒木学校給食共同調理場等の見学会の開催
11 月 7 日(金)	提案書の受付・入札及び開札
12 月下旬	落札者の決定及び公表、基本協定の締結
平成 21 年 2 月上旬	仮事業契約締結
3 月	事業契約締結

#### 3 応募者の備えるべき参加資格要件

##### 1) 応募者の構成等

ア 応募者は、施設整備業務のうち、設計業務に当たる者（以下「設計企業」という。）、施設整備業務のうち、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理企業」という。）、施設整備業務のうち、建設業務に当たる者（以下「建設企業」という。）、維持管理業務に当たる者（以下「維持管理企業」という。）及び運営業務に当たる者（以下「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるものとする。設計企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

建設企業については、必ず複数の企業の共同とする。ただし、その手法は問わない。

なお、本事業は久留米市が行う初の PFI 事業であり、地域経済の活性化や地元企業の育成の観点から、久留米市内に商業登記簿上の本店を有する企業の積極的な参画を期待する。落札者の決定にあたっては、地域経済の活性化への提案として評価を行う。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者

構成企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業

協力企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業

エ 応募者の構成員のうち、一者以上は必ず久留米市内に商業登記簿上の本店を有すること。

オ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。ただし、市が落札者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援及び協力（応募者の構成員からの第三者委託、又は下請に限る。）することは可能とする。

カ 落札した応募者の代表企業及び構成企業は、仮契約締結までに久留米市内に SPC を設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。代表企業及び構成企業以外のものが SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、代表企業及び構成企業以外の出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。

キ 応募者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

## 2) 構成員の参加資格要件

応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、(1) から (4) までの要件のうち、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施できることとする。

### (1) 設計企業

構成員である設計企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イについてはすべての者が満たすこととし、ウについては、少なくとも一者がその要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 過去10年（平成10年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設の実施設計完了実績を有するものであること。

## (2) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、ア、イについてはすべての者が満たすこととし、ウについては、少なくとも一者がその要件を満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

ウ 過去10年（平成10年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設の工事監理完了実績を有するものであること。

## (3) 建設企業

構成員である建設企業は次に掲げる要件を満たすものとする。なお、アについてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は、イからエの要件すべてを満たすこと。

ア 久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、特定建設業の許可を受けた者であること。

ウ 久留米市において、建築一式工事のランク基準が、Aランクであること。

エ 過去10年（平成10年度以降）の間で、ドライシステムの給食施設にて、元請又はJVの幹事会社として完工した実績を有するものであること。

## (4) 運営企業

構成員である運営企業のうち、調理業務を実施する者は次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 平成17年4月以降、引き続き3年以上、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を供給する集団調理施設又は学校給食施設における調理業務の実績を有していること。なお、引き続き3年以上の実績については、同一施設でなくても可能とする。

## 3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 参加資格の確認日から落札者の決定日までの間に久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）

エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者

オ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書提出日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者

カ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-20-4
- ・東京丸の内・春木法律事務所 東京都千代田区丸の内 1-4-2
- ・株式会社 日建設シビル 大阪府中央区高麗橋 4 丁目 6 番 2 号

キ 最近 2 年間の法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

ク 久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業に伴う PFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員と資本面または人事面において関連がある者。

## 4 入札手続等

### 1) 入札説明書等に関する事項

#### (1) 入札説明書等の公表

平成 20 年 7 月 7 日（月）

#### (2) 入札説明会及び第一回現地見学会の開催

市は希望者に対し、入札説明会及び第一回現地見学会を開催する。開催要領は次のとおりである。

#### ア 入札説明会及び事業用地見学会

日 時	説明会：平成 20 年 7 月 11 日（金）午後 2 時～午後 3 時 事業用地見学会：午後 4 時～午後 5 時
場 所	説明会：久留米市役所 401 会議室 事業用地見学会：給食センター事業用地
申し込み方法	様式集（様式-1）に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
受付方法	電子メールによる送信のみ
申し込み期限	平成 20 年 7 月 10 日（木）午後 1 時まで
申し込み先アドレス	gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	久留米市教育委員会 教育部学校保健課 電話 0942-30-9273（直通）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明会で入札説明書等の資料の配布は行なわないので各自持参すること。</li> <li>・参加者が多数の場合は、一者あたりの参加人数を制限する場合もある。</li> <li>・説明会のための駐車場の確保は行っていないため、できるだけ公共交通機関を利用し来場すること。</li> <li>・事業用地見学会については、現地集合とする。</li> </ul>

#### イ 第一回現地見学会

##### ア) 第一回現地見学会開催要領

日 時	平成 20 年 7 月 12 日（土）午前 8 時 40 分～午後 5 時
-----	---------------------------------------

集合場所・時間	久留米市役所 1 階ロビー 8 時 30 分集合
集合場所住所	福岡県久留米市城南町 15 番地 3
申し込み方法	様式集（様式-2）に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
受付方法	電子メールによる送信のみ
申し込み期限	平成 20 年 7 月 10 日（木）午後 1 時まで
申し込み先アドレス	gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	久留米市教育委員会 教育部学校保健課 電話 0942-30-9273（直通）
当日のスケジュール	参加申し込みを行なった企業に通知する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見学会で入札説明書等の資料の配布は行なわないので各自持参すること。</li> <li>・参加者が多数の場合は、一者あたりの参加人数を制限する場合もある。</li> <li>・現地見学会参加者の駐車場の確保は行っていないため、集合場所まで出来るだけ公共交通機関を利用し来場すること。（配送校間の移動は市が用意するマイクロバスで行う。）</li> <li>・写真撮影は可能とする。</li> <li>・現地見学会以外で、個別に学校を訪問することは不可とする。</li> </ul>

### イ) 第一回現地見学対象箇所

#### ア 各配送校（12 校：配膳室整備校）

中学校名	住所
城南（じょうなん）	城南町 11-4
江南（こうなん）	梅満町 637-3
櫛原（くしはら）	東櫛原町 1286-1
牟田山（むたやま）	南 2 丁目 16-2
諏訪（すわ）	東町 250-1
良山（りょうざん）	山川町 37-2
明星（みょうじょう）	高良内町 4482-1
筑邦西（ちくほうにし）	大善寺町宮本 385-1
屏水（へいすい）	山本町耳納 1069-1
青陵（せいりょう）	藤山町 1731-10
高牟礼（たかむれ）	高良内町 3361
三瀧（みづま）	三瀧町玉満 2705

### (3) 既存施設資料の貸し出し

整備対象の配送校に関する資料の閲覧及び貸し出しを行う。要領については、次のとおりとする。

## ア 貸し出し資料

配膳室整備を要する配送校(12校)の関係図面

## イ 貸し出し期間

平成20年7月10日(木)から7月17日(木) 午前9時から午後5時まで

## ウ 貸し出し申し込み方法及び留意点

- ・ 市役所本庁舎17階教育部学校保健課で閲覧及び貸出の受付を行う。
- ・ 貸出期間は、特に事情がない限り、受付日の当日午後5時までとする。
- ・ 貸し出し書類の写しをとることは可能とする。

## (4) 入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に記載の内容に関して、質問の受付及び回答の公表を以下の要領で行う。

質問・意見の受付期限	平成20年7月18日(金)午後5時まで
受付方法	電子メールによる送信のみ
質問・意見の様式	様式集(様式-3)に必要な事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く24時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
質問・意見の提出先アドレス	gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	久留米市教育委員会 教育部学校保健課 電話 0942-30-9273(直通)
回答の公表	事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、8月1日(金)に市のホームページで公表する予定である。

## 2) 第一次審査(入札参加資格の確認)

入札に参加を希望する者は、入札参加表明及び第一次審査(資格審査)に必要な資料(参加表明書、参加資格確認申請。以下、「入札参加表明書等」という。)を提出し入札参加資格の確認を受けること。

なお、期限までに入札参加表明書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

### (1) 入札参加表明書等の提出日時、場所及び方法

#### ア 提出日時

平成20年8月8日(金)午前10時から正午、午後1時から午後5時

#### イ 提出場所

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3



## ウ 提出方法

入札参加表明書等の提出は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けない。

### (2) 入札参加表明書等の作成

入札参加表明書等は、様式集（様式 4～13）に定めるところに従い作成すること。

### (3) 参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、入札参加表明書等を提出した者に対して、書面により平成 20 年 8 月 20 日（水）に郵送にて発送する。

入札参加資格があると認められた応募者は、第二次審査資料を提出することができる。

確認結果通知と共に提案受付番号を交付するため、提案書には、交付された提案受付番号を記載すること。

また、入札参加資格がないとした場合については、その理由を付して通知する。

### (4) 応募グループ等の構成

入札参加資格確認後は、応募グループの構成員の変更及び追加は原則として認めない。

### (5) 入札参加を辞退する場合

入札参加表明以後、応募者が入札を辞退する場合は、様式集（様式 15）を入札日の前日までに久留米市教育委員会 教育部学校保健課に持参し提出すること。

### (6) 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認基準日は、平成 20 年 8 月 20 日（水）（参加資格確認結果発送日）とする。

### (7) 入札参加資格の確認基準日以降の取り扱い

ア 参加資格確認基準日以降から入札書類の受付日まで

- a 応募者の構成員の変更（代表企業、構成企業、協力企業の分類の変更を含む。以下同じ。）又は追加は、認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、応募者は構成員の変更等について、市と協議を行うこととする。

市は協議の内容に応じ、入札書類の受付日まで変更等を認める。

- b 応募者の構成員が、入札参加者の備えるべき参加資格要件を欠くような事態が生じた場合又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合（以下、双方の場合を合わせて「指名停止等に該当する場合」という。）は、当該応募者は、入札に参加することができない。

ただし、代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合は、応募者は構成員の変更等について、市と協議を行うこととする。

市は協議の内容に応じ、入札書類の受付日まで入札参加等を認める。

イ 入札書類の受付後から落札者の決定日まで

a 応募者の構成員が、指名停止等に該当する場合は、当該応募者は失格とする。

ただし、代表企業以外の構成員が、指名停止等に該当する場合は、応募者は、市が別途指定する期間内に当該構成員を除外し、かつ新たな構成員の追加等により提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行うことにより、市に承認を求めることができる。

その内容を市が承認した場合に限り、落札者選定のための審査の対象とすることがある。

#### (8) その他

ア 入札参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 市は、提出された入札参加表明書等を入札参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。

### 3) 応募者との対面方式での質疑応答の実施

市は、入札参加資格があると認められた応募者に対し、対面方式での質疑応答を実施する予定である。

日 時	平成 20 年 9 月中旬
質問の送付	質疑応答に先立ち、あらかじめ質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式 3）に記入の上、下記アドレスに電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（ファイル形式は Microsoft Excel とする。） なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
質問受付方法	電子メールによる送信のみ
質問受付期限	応募者の代表企業に通知する。
申し込み先アドレス	gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	久留米市教育委員会 教育部学校保健課 電話 0942-30-9273（直通）
その他	質疑応答の開催要領、日時、場所、時間、参加制限人数等については、実際の応募者数等により決定し、入札参加資格の確認結果通知後、応募者の代表企業に通知する。

### 4) 第二回現地見学会に関する事項

#### (1) 第二回現地見学会の開催

市は入札参加資格があると認められた応募者に対し、第二回現地見学会を開催する。開催要領は次のとおりである。

#### ア 第二回現地見学会開催要領

日 時	平成 20 年 9 月下旬（応募者の代表企業に通知する。）
集 合 場 所	久留米市役所一階ロビー
集合場所住所	福岡県久留米市城南町 15 番地 3

申し込み方法	様式集（様式-2）に必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記アドレスに電子メールで送信すること。なお、電子メール送信後、土曜日及び日曜日を除く 24 時間以内に電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに下記問い合わせ先に連絡すること。
受付方法	電子メールによる送信のみ
申し込み期限	応募者の代表企業に通知する。
申し込み先アドレス	gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	久留米市教育委員会 教育部学校保健課 電話 0942-30-9273（直通）
当日のスケジュール	参加申し込みを行なった応募者の代表企業に通知する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見学会で入札説明書等の資料の配布は行なわないので各自持参すること。</li> <li>・現地見学会参加者の駐車場の確保は行っていないため、出来るだけ集合場所まで公共交通機関を利用し来場すること。（配送校間の移動は市が用意するマイクロバスで行う。）</li> <li>・参加者が多数の場合は、人数制限を行う場合もある。</li> <li>・写真撮影、計測は可能とする。</li> <li>・現地見学会以外で、個別に学校を訪問することは不可とする。</li> </ul>

## イ 第二回現地見学対象箇所

- ア) 給食センター事業予定地
- イ) 各配送校（12校：配膳室整備校）

## 5) 荒木学校給食共同調理場の見学会

市は入札参加資格があると認められた応募者に対し、荒木学校給食共同調理場及び荒木中学校及び筑邦西中学校の見学会を開催する。要領は後日示す。

## 6) 第二次審査(入札方法等)

応募者は、本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案資料」という。）及び入札書（提案資料及び入札書を合わせて、以下「入札書類」という。）を次により提出すること。

### (1) 提案資料の提出日時、場所及び方法

#### ア 提出日時

平成 20 年 11 月 7 日（金） 午前 10 時から正午

#### イ 提出場所

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3  
久留米市役所 308 会議室

#### ウ 提出方法

提案書類は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け

付けない。

## (2) 入札書の提出日時、場所及び方法

### ア 提出日時

平成 20 年 11 月 7 日（金） 午後 1 時

### イ 提出場所

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3  
久留米市役所 308 会議室

### ウ 提出方法

入札書は、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

## (3) 入札にあたっての留意事項

### ア 本入札説明書の承諾

応募者は、本入札説明書の記載内容を承諾の上、入札すること。

### イ 費用負担等

入札書類の作成及び提出等本件入札に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

### ウ 入札書類の提出方法

入札書類は、様式集 16～82 に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出すること。

なお、入札書類の提出にあたっては、入札参加資格の確認結果通知書の原本を持参すること。

### エ 入札代理人等

応募者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参すること。

### オ 入札の棄権

応募者が、入札書類の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなす。

### カ 公正な入札の確保

応募者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、当該応募者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約を締結しない、もしくは契約の解除等

の措置をとることがある。

## キ 入札金額の記載等

### ア) 予定価格

5, 836, 000千円に消費税及び地方消費税を加算した額

※予定価格には、物価変動を含まない。なお、市の算定根拠は公表しない。

### イ) 入札金額の記載

入札金額は、様式集（様式 65）の「市の支払うサービス対価計」の行の合計額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとする。

- ・ 施設整備等の割賦手数料については、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。支払金利は基準金利に、様式集（様式 23）で提案したスプレッドを加えたものとする。入札時に使用する基準金利は、2.2%とすること。

### ウ) 入札時算定用年間提供給食数

年間 190 日とし、一日あたりの食数は、各年度以下の通りとする。なお、平成 22 年度は、9 月からの供用開始となるため、121 日とする。

なお、アレルギー食数は下記食数に含まれるものとし、一日あたり 50 食として提案を行うこと。

平成 22 年度	7,200
23 年度	7,270
24 年度	7,190
25 年度	7,160
26 年度	7,080
27 年度	7,090
28 年度	6,950
29 年度	6,830
30 年度	6,660
31 年度	6,760
32 年度	6,780
33 年度	6,790
34 年度	6,680
35 年度	6,630
36 年度	6,580

## ク 入札執行回数

1 回とする。

## ケ 本件事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

### ア) 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、入札に関する提案資料の著作権は応募者に帰属し、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定

事業者の提案書類は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、選定されなかった応募者の提案書類は、事業者の選定後、一式を除いて返却する。

#### イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

#### ウ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### エ) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

#### オ) 入札書類の変更禁止

入札書類の変更はできない。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではない。

#### コ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### サ 入札保証金及び契約保証金

##### ア) 入札保証金

免除する。

##### イ) 契約保証金

免除する。ただし、本事業の履行を保証するため、本契約締結の効力発生後直ちに、施設整備業務期間を保証期間として、事業契約書（案）別紙6記載のサービス対価Aのうち、割賦手数料を控除した金額に、当該額に係る消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の15以上について、市又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険に係る保険証券を市に提出しなければならない。

なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が、市以外の者を被保険者として締結される場合は、当該保険契約にかかる保険金請求権の上に、本事業に関連する市の選定事業者に対する違約金支払請求権等の債権を被担保債権として、市を第一順位の権利者とする質権又は譲渡担保権を設定し、第三者に対する対抗要件を具備する（かか

る質権設定の費用は選定事業者が負担する。)

## 7) 開札

### (1) 日時

平成 20 年 11 月 7 日 (金) 入札後、開札を行う。この際、入札金額の公表は行わない。

### (2) 場所

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3

久留米市役所 308 会議室

### (3) その他

応募者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。応募者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札書に金額の記載がないとき。
- ② 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- ③ 同一入札者が 2 以上の入札をしたとき。
- ④ 入札書が所定の場所及び日時に到着しないとき。
- ⑤ 入札書に入札者若しくはその代理人の記名押印がなく、又は訂正箇所には訂正印がないとき。
- ⑥ 入札書の金額等に重複記載、誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。

## 5 落札者の決定方法等

落札者の決定方法は総合評価一般競争入札方式とし、審査は「基礎審査」と「定量化審査」の 2 段階に分けて実施する。なお、詳細は落札者決定基準を参照のこと。

### 1) 選定委員会

審査は、学識経験者及び市職員で構成する久留米市中央学校給食センター（仮称）整備事業に伴う PFI 事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が落札者決定基準に基づき行う。選定委員会の委員は次のとおりである。

区分	氏名	役職
委員長	うえだ かずお 植田 和男	特定非営利活動法人 日本 PFI 協会 理事長
副委員長	あんどう としゆき 安登 利幸	亜細亜大学大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授

委員	おおもり ようこ 大森 洋子	久留米工業大学 工学部 建築・設備工学科 教授
委員	やまむら りょうこ 山村 涼子	久留米信愛女学院短期大学 健康栄養学科 講師
委員	ならはら としのり 榎原 利則	久留米市副市長
委員	しばた よしゆき 柴田 好之	久留米市副市長
委員	いしかわ なるみつ 石川 集充	久留米市教育長

## 2) ヒアリングの実施

提案内容の説明を求める必要がある場合は、応募者にヒアリングを行う。なお、その場合の詳細な日時等については、別途、応募者に対して通知するものとする。

## 3) 落札者の決定及び公表

### (1) 落札者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

### (2) 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各応募者に書面にて通知後、平成20年12月に市のホームページ等で公表する。

### (3) 落札者を決定しない場合の措置

応募者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、あるいはいずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

## 6 契約に関する基本的な考え方

### 1) 基本協定の締結

市は落札した応募グループの構成員と基本協定を締結する。

なお、落札した応募グループの構成員が、落札日から基本協定締結日までの間に指名停止等に該当する場合には、当該構成員の除外や新構成員の追加等により提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを要求する場合や、基本協定を締結しない場合等がある。それにより、選定事業者が損害が発生した場合は、その損害は選定事業者が負担する。

### 2) SPCの設立

落札した応募グループの構成員は、本事業を実施するため、本事業の遂行のみを目的とした特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」という。）を会社法（平成17年法律第



86号) に定める株式会社の形態で久留米市内に設立するものとする。

なお、落札者となった応募グループの構成員のうち、代表企業及び構成企業は必ず SPC に出資することとし、代表企業及び構成企業の議決権が全体の 50%を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

代表企業及び構成企業は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他の一切の処分を行ってはならない。

### 3) 事業契約の締結

市は落札した応募グループの構成員が設立する SPC と仮契約を締結する。

仮契約は、久留米市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となる。

ただし、落札した応募グループの構成員が、基本協定締結日から本契約締結までの間に指名停止等に該当する場合には、当該構成員の除外や新構成員の追加等により提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを要求する場合や、仮契約を締結しない場合若しくは仮契約を解除する場合等がある。それにより、選定事業者に損害が発生した場合は、その損害は選定事業者が負担する。

#### (1) 事業契約書の内容変更

SPC との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

#### (2) 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、SPC の負担とする。

#### (3) SPC の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPC は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

## 第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 本施設の立地条件

敷地の立地条件は次に示すとおりである。

所在地	: 久留米市野中町 1339 番 1、1337 番 1、1385 番 4、621 番 10、1337 番 7、 1382 番 4、1385 番 7、1430 番 6、1402 番 9、1339 番 7
用途地域	: 準工業地域
建ぺい率／容積率	: 60％／200％
敷地面積	: 6,754.72 m <sup>2</sup>
緑化率	: 20%以上

### 2 土地の取得に関する事項

土地は、市所有の行政財産である。本事業に必要な範囲について、SPC に無償で使用を許可する。

## 第5 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する

### 事項

#### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

#### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努める。

#### 3 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## 第7 その他事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、本事業の事業契約に関する議案を、平成21年第1回市議会定例会に提出する予定である。

### 2 情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

### 3 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問い合わせは、以下のとおりである。

担 当 部 署：久留米市教育委員会 教育部学校保健課
住 所：〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3
電 話：0942-30-9273（直通）
F A X：0942-30-9719
電子メール：gakuho@city.kurume.fukuoka.jp
ホームページアドレス： <a href="http://www.city.kurume.fukuoka.jp">http://www.city.kurume.fukuoka.jp</a>